

小豆島クリーンセンター（焼却施設）維持管理計画書

本施設（25t 炉 2 基〔1 号炉、2 号炉〕）の維持管理は、以下のとおり行う。

1 維持管理及び保守点検

本施設の維持においては「維持管理基準」により、適正な運転管理を行い公害の発生防止を図る。

施設の機能低下防止のため、保守点検や補修はその都度必要な人員で行う。

2 安全衛生管理

施設での災害を防止するため、安全衛生に関わる各種法令、基準により、従業員の安全と健康及び快適な作業環境の形成を促進する。

3 維持管理の記録

施設の維持管理に関する点検、検査及び措置の記録を作成し、3 年間保存する。

4 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値

本施設の排ガス処理設備は煙突出口における基準値

ばいじん	0.25 g/m ³ N 以下
硫黄酸化物	49 m ³ N/h 以下（K 値 17.5 で算定する測定時の排出基準値）
窒素酸化物	250 ppm 以下
塩化水素	700 mg/m ³ N 以下
ダイオキシン類	10 ng-TEQ/m ³ N
水銀	50 μg/m ³ N

※ 乾きガス基準、酸素濃度 12%換算。

※ 大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく方法により測定し評価する。

5 排出ガス、放流水の測定・記録

各施設の排出口（2 箇所）において排出ガスの測定を行う。

排出ガス等に含まれるダイオキシン類の濃度については年 1 回測定するとともに記録を作成する。また、作業環境中のダイオキシン類の濃度測定及び測定結果の評価を 6 ヶ月以内ごとに行い、その記録を 30 年間保存する。

排出ガスに含まれるばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物の濃度又は量については 6 ヶ月ごとに測定するとともに記録を作成する。

排出ガスに含まれる一酸化酸素の濃度については連続的に測定するとともに記録を作成する。

なお、プラント排水及び生活排水は場内利用（クローズドシステム）のため、水質測定は行わない。

6 騒音の防止

全炉定格負荷時に敷地境界線上にて、次の基準値以下とする。

朝 (6:00 ～ 8:00)	60 dB 以下
昼間 (8:00 ～18:00)	65 dB 以下
夕 (18:00 ～22:00)	60 dB 以下
夜間 (22:00 ～ 6:00)	50 dB 以下

7 振動の防止

全炉定格負荷時に敷地境界線上にて、次の基準値以下とする。

昼間 (8:00 ～19:00)	65 dB 以下
夜間 (19:00 ～ 8:00)	60 dB 以下

8 悪臭の防止

敷地境界線上にて、次の基準値以下とする。

臭 気 強 度		2.5 以下
悪	ア ン モ ニ ア	1 ppm 以下
	メ チ ル メ ル カ プ タ ン	0.002 ppm 以下
	硫 化 水 素	0.02 ppm 以下
	硫 化 メ チ ル	0.01 ppm 以下
臭	二 硫 化 メ チ ル	0.009 ppm 以下
	ト リ メ チ ル ア ミ ン	0.005 ppm 以下
	ア セ ト ア ル デ ヒ ド	0.05 ppm 以下
	ス チ レ ン	0.4 ppm 以下
物 質	プ ロ ピ オ ン 酸	0.03 ppm 以下
	ノ ル マ ル 酪 酸	0.001 ppm 以下
	ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009 ppm 以下
	イ ソ 吉 草 酸	0.001 ppm 以下

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画 処理施設の維持管理に関して、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5第1項第2号に規定
する基準を遵守します。

- 1 ピット・クレーン方式によって焼却炉にごみを投入する場合は、常時、ごみを均一に混合します。
- 2 焼却炉へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行います。
- 3 焼却炉内の燃焼ガスの温度を摂氏 8 0 0 度以上に保ちます。
- 4 焼却灰の熱しやく減量が 1 0 パーセント以下になるように焼却します。
- 5 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させます。
- 6 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを焼却し尽くします。
- 7 焼却炉中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- 8 集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- 9 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去します。
- 10 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が 1 0 0 ppm 以下となるようにごみを焼却します。
- 11 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- 12 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が基準以下となるようにごみを焼却します。
- 13 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年 1 回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を年 2 回測定し、かつ、記録します。
- 14 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにします。
- 15 ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留します。
- 16 ばいじんの薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじんと薬剤を均一に混合します。
- 17 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えます。